(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道空知郡中富良野町字中富良野
四九八四番　一号から三号まで及び六号
四九八三番　四号及び五号
四九五七番一　七号
四九五七番二　八号
四九五四番　九号及び十号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
落合1の沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道空知郡南富良野町字落合
四一五番一　一号及び七号から九号まで
四一七番　二号
四三七番　三号及び四号
四三六番　五号及び六号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
四線川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和五十八年建設省告示第千九百七十三号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道富良野市字富良野尻岸馬内
二二二〇番一　七号
二二二〇番一地先道路敷　八号
北海道富良野市
二二二二番一〇　九号
北海道富良野市
二二二五番六　一号
二二二五番六地先道路敷　二号
二二二四番四　三号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から七号までを順次結んだ線及び標柱四号と七号を昭和五十八年建設省告示第千九百七十三号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道富良野市
二二二七番二　四号
二二二四番一　五号
二二二四番二　六号
北海道富良野市字富良野尻岸馬内
二二二〇番一　七号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱七号から九号までを順次結んだ線、標柱七号と九号を昭和五十八年建設省告示第千九百七十三号で指定した同号六及び昭和六十二年建設省告示第千五百七十六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道富良野市字富良野尻岸馬内
二二二〇番一　七号
二二二〇番一地先道路敷　八号
北海道富良野市
二二二二番一〇　九号

**○環境省告示第九号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の五第一項の規定に基づき、平成二十四年二月十日付けで同項に規定する廃棄物処理センターとして次の法人を指定したので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年二月十日

環境大臣　細野　豪志

一　名称　財団法人ひょうご環境創造協会
二　住所　兵庫県神戸市須磨区行平町三丁目一番三十一号
三　事務所の所在地　兵庫県神戸市須磨区行平町三丁目一番三十一号

**○中部地方整備局告示第二十号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十日

中部地方整備局長　足立　敏之

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 一号 | 岡崎市矢作町字加護畑七〇番二から同市矢作町字加護畑六八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 中部地方整備局及び同局愛知国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十四年二月十日

**○近畿地方整備局告示第二十六号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年二月十日

近畿地方整備局長　上総　周平

| 路線名 | 工事区間 | 工事の種類 | 工事開始の期日 |
|---|---|---|---|
| 百六十九号 | 新宮市熊野川町玉置口字上地地内 | 改築 | 平成二十四年二月十日 |

**○近畿地方整備局告示第二十七号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十四号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 橿原市新堂町五二番一から五條市小山町一三三番二まで | 前 | 八・三五～五一・五〇メートル | 一五・三一五キロメートル | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | B | 三六・〇〇～三五一・八九メートル | 六・五三五キロメートル | |
| | A | 八・三五～五一・五〇メートル | 一五・三一五キロメートル | |
| | 後 | 三六・〇〇～三五一・八九メートル | 六・五九八キロメートル | |

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

**○中国地方整備局告示第十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　山口県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年中国地方整備局告示第十一号熊毛都市計画道路事業
三・四・一号西原安田線
三　事業施行期間　自平成十五年三月十日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成十五年中国地方整備局告示第十一号の事業地のうち山口県周南市大字原字崩河内、字中原郷、字下原郷及び字下西原地内において事業地を変更する。
使用の部分　平成十五年中国地方整備局告示第十一号の事業地に山口県周南市大字原字崩河内、字中原郷、字下原郷及び字下西原を追加する。

**○中国地方整備局告示第十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　山口県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年中国地方整備局告示第十二号田布施都市計画道路事業
三・四・三号八和田定井手線、三・四・六号天神三宅線及び三・四・八号天神線
三　事業施行期間　自平成十五年三月十日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし